

| 改正概要説明書 | |
|---|------------|
| 国名：メキシコ | 法令名：産業財産規則 |
| 改正情報：最新改正 2016 年 12 月 16 日 公示 | |
| <p>改正概要：</p> <p>1. 定義条項の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メキシコ産業財産法第 3 条に規定する定義と重複する「官報」及び「法」の定義規定を削除し、「省」を「通商産業開発省」から「経済省」へと変更した(第 2 条)。 <p>2. 電子媒体による手続の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業財産庁における手続について、長官は電子媒体を通じた手続の管理に関する一般規則を定めることができる旨の規定を追加した(第 3 条)。 <p>3. 期間の計算方法の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律で定める期間が月又は年をもって計算される場合に応答日が存在しないときは、次の最初の就業日に期間が終了する旨の規定、及び非就業日を公報で公示する場合は、決定を公示して随時行う旨の規定を追加した(第 4 条)。 <p>4. 出願・申請の方式要件の規定の整備・新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願・申請手続において使用すべき様式等の方式要件について、電子媒体を使用した場合の要件、並びに要件に違反した場合の是正方法及び効果についての規定を整備した(第 5 条)。 ・手続書類が郵送等で提出された場合の到達主義、産業財産庁の指定した期間の起算日、提出書類の一件一通主義についての規定を新設した(第 5 条の 2, 第 5 条の 3)。 <p>5. 移転登録等の手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利の移転、名義変更、合併等の登録手続について、新たな名義人の連絡先等が必要である旨及び抵当権設定にも適用する旨の規定を追加して全体を整備した(第 9 条)。 <p>6. ライセンス又はフランチャイズ契約に関する規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権のライセンス又はフランチャイズ契約の登録手続の要件及び複数の権利に係るライセンスの移転登録手続の要件についての規定を整備した(第 10 条, 第 11 条)。 ・上記登録申請等の手続に不備があった場合の是正機会の付与及び是正されなかった場合の効果についての規定を整備した(第 12 条)。 <p>7. 産業財産庁の決定等の通知方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業財産庁の決定・応答等を当事者や関係者に対して通知する方法について、電子媒体を利用できる旨及び電子媒体を利用するには関係者の同意が必要である旨の規定を追加して見直した(第 13 条)。 | |

8. 提出物品の返却の規定の整備

・出願・申請の際に提出された物品の返却の要件の規定及び返却の要求がなかった場合には廃棄する旨の規定を追加した(第 19 条)。

9. 提出書類等の保存手段の拡大

・提出された書類等を産業財産庁が保管・複写・保存を可能とするための手段について、未知の手段も使用することができるように拡大する規定を設けた(第 21 条)。

10. 産業財産庁からの通知への応答期限の始期の明確化

・出願における図面の提出要求通知, 特許証の訂正要求通知, 並びに強制ライセンス請求があった旨の通知及び申請人の反対意見提出要求通知の各起算日を「通知日の翌就業日」と明確化した(第 30 条, 第 48 条, 第 50 条 9)。

11. 商標に関する規定の新設

- ・商標登録出願の官報での公開事項(番号・出願日・商標・区分)の規定を新設した(第 59 条の 2)。
- ・商標の異議申立期間外の申立及び申立の要件に適合しない場合の取扱いについての規定を新設した(第 59 条の 3)。
- ・商標の異議申立の対象とされた出願の公示事項(番号・提出日・異議申立人の名称)の規定を新設した(第 59 条の 4)。
- ・出願又は異議申立の官報における公示の起算日を受領の翌就業日と明記する規定を新設した(第 59 条の 5)。

12. 商標登録出願の内容変更による公示日の明確化

・商標登録出願を提出した後に商標又は商品・サービスを変更して新たな出願とみなされた出願日が繰り下がる場合は出願内容確認後に官報に公示する旨の規定を追加した(第 61 条)。

13. 救済のための担保提供措置に関する規定の廃止

・産業財産法所定の行政的救済措置における担保提供の規定に関し, 被害者の救済に不十分な場合には産業財産庁が担保の増額を要求できる旨の規定を廃止した(改正前第 74 条の削除)。

改正内容：

・第 3 条

産業財産庁における手続に電子媒体を通じた手続を含むことが明確化された。

・第 4 条

産業財産法で定める期間について明確化された。

・ **第 5 条**

出願又は申請の要件が明確化された。

・ **第 5 条の 2**

出願又は申請の方法についての新設条文である。

・ **第 5 条の 3**

出願又は申請内容についての新設条文である。

・ **第 9 条**

権利移転登録、名称変更登録、法的枠組み変更又は合併登録の申請の要件について明確化された。

・ **第 10 条**

産業財産権又はフランチャイズの使用ライセンスの登録申請書の記載要件について明確化された。

・ **第 11 条**

2 以上の出願、特許、登録又は公告に関連する所有権及び権利ライセンスの移転登録申請の記載要件について明確化された。

・ **第 12 条**

本規則第 9 条から第 11 条にいう登録に関連する出願又は申請を受けた場合の産業財産庁の決定期限が削除された。また、同出願又は申請における要件不適合時の産業財産庁の出願人又は申請人への措置について明確化された。

・ **第 13 条**

産業財産庁から利害関係者への通知方法に関して、明確化された。

・ **第 19 条**

出願又は申請とともに提出された物品の返却について明確化された。

・ **第 21 条**

産業財産庁における書類の保管、複写及び保存の様式又は支援設備の限定を除いた。

・ **第 30 条, 第 48 条, 第 50 条**

産業財産庁からの通知に対する提出又は応答期間の起算日が明確化された。

・ **第 59 条の 2**

商標登録出願の官報における公示に関する新設条文である。

・ **第 59 条の 3**

異議申立期間外，申立要件不適合に関する新設条文である。

・ **第 59 条の 4，第 59 条の 5**

異議申立対象となった出願の公告に関する新設条文である。

・ **第 59 条の 2，第 59 条の 3，第 59 条の 4，第 59 条の 5**

法第 119 条及び第 120 条にいう出願又は異議申立が省の機関又は副機関を通じて提出されている場合の条文に規定される期間の起算日に関する新設条文である。

・ **第 61 条**

商標登録出願の提出後の標識、商品又はサービスの変更によって新たな出願とされる場合の当該出願の公告日が明確化された。

・ **第 74 条**

削除された。